

高知市住宅用蓄電池設備等導入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の家庭部門における温室効果ガス排出量の削減を図るため、住宅用蓄電池設備又はV2H充放電設備を導入する家庭に対して高知市住宅用蓄電池設備等導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供する住宅をいう。
- (2) 蓄電池 充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。
- (3) V2H充放電設備 電気自動車等への充電及び電気自動車等から住宅への給電を行うことができる設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県税、市税及びその他の徴収金を滞納していない者であること。
- (2) 住宅が所在する土地に住所を有し、当該住所が住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 補助が適当でないと市長が認める者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、既に太陽光発電設備を設置し発電を行っている住宅に対して、住宅用蓄電池設備又はV2H充放電設備のいずれか一方を設置する事業とする。ただし、高知県の他の補助事業として採択された事業は除く。

(補助対象設備)

第5条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、住宅用蓄電池設備及びV2H充放電設備とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 商用化され、導入実績があること。
- (2) 中古設備でないこと。
- (3) リース設備でないこと。
- (4) 定置用であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税は除く。）のうち次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象設備の購入費用
- (2) 補助対象設備の設置に係る工事費用

(補助金額)

第7条 補助金額は、別表1に定める額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更承認等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更で補助対象経費の合計額に変更がないものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定の日が属する年度の1月30日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）について、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的

運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

3 補助事業者が前項に規定する市長の承認を受けて財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄したことにより収入があったときは、市長は、当該収入の全部または一部を納付させることができる。
（調査等）

第18条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（整備保管）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月11日から施行し、この要綱による改正後の高知市住宅用蓄電池設備等導入促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月25日から施行し、この要綱による改正後の高知市住宅用蓄電池設備等導入促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月7日から適用する。

別表 1（第 7 条関係）

(1) 補助率及び補助金額

補助対象設備	補助率及び補助金額
1 住宅用蓄電池設備	補助金額は、補助対象者が設置する蓄電池設備の設備容量（小数点第 3 位以下を切り捨てた数）に、補助率として 4 万円／kWh を乗じて得た金額以内とし、上限を 1 件当たり 40 万円とする。ただし、「令和 7 年度高知市住宅用自家消費型太陽光発電設備導入促進事業費補助金」の交付決定を受けている場合は、上限を 1 件当たり 25 万円とする。なお、千円未満の端数が発生する場合は、千円未満を切り捨てる。
2 V 2 H 充放電設備	補助対象となる設備は、一般社団法人次世代自動車振興センターが行う V 2 H 充放電設備導入に係る補助金において補助対象であるものとする。 補助金額は、以下①、②のいずれか少ない方とし、上限を 1 件当たり 30 万円とする。なお、千円未満の端数が発生する場合は、千円未満を切り捨てる。 ① 一般社団法人次世代自動車振興センターが行う V 2 H 充放電設備導入に係る補助金（令和 5 年度補正予算・令和 6 年度当初予算分）における銘柄ごとの補助金交付額（補助金交付上限額補助率 2 分の 1 の欄に定める額）に 0.4 を乗じて得た金額 ※一般社団法人次世代自動車振興センターが行う V 2 H 充放電設備導入に係る補助金（令和 6 年度補正予算・令和 7 年度当初予算分）から新たに補助対象となった V 2 H 充放電設備についての補助金額は、当該補助金における型式ごとの補助金交付額（災害拠点公共施設補助率 2 分の 1 の欄に定める額）に 0.4 を乗じて得た金額 ② V 2 H 充放電設備の購入費用（消費税及び地方消費税は除く。）に 0.2 を乗じて得た金額